

八重桜会（奈良教育大学附属中学校同窓会）会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は八重桜会（奈良教育大学附属中学校同窓会）と称し、事務局を奈良教育大学附属中学校（奈良市法連町2058-2）内に置く。

第2条 目的

本会は会員相互の連絡及び親睦を厚くし、その教養の向上を図り、併せて、母校との関係を密にして、その発展に資することを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 記念祭、講演会、親睦会の開催
- (3) 学校ならびに地域社会に対する有効適切な支援活動
- (4) 所在不明会員の調査活動
- (5) 学年同窓会開催の支援（名簿の発行・その他開催に必要な補助）
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

第4条 会員

本会は、奈良教育大学附属中学校卒業者と特別会員をもって組織する。
(旧奈良学芸大学附属中学校卒業生・奈良教育大学教育学部附属中学校卒業生を含む)

第5条 特別会員

奈良教育大学附属中学校の教職員、旧教職員及び理事会で推薦した者を特別会員とする。

第3章 役員

第6条 役員

本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名（幹事のうち副会長1名、会計1名）
- (3) 会計監査 2名
- (4) 年次代表幹事 各年次若干名

第7条 役員の仕事

役員の仕事は次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長にことある時はこれを代行する。
- (3) 幹事は会務の運営に当たる。
- (4) 年次代表幹事は各年次会員相互の連絡を計り、会務を補佐する。

第8条 役員を選出と任期

役員を選出と任期は次のように定める。

- (1) 会長は、幹事会において幹事の中から選出され、総会において承認を受ける。
- (2) 副会長・会計は会長が幹事の中から委嘱する。
- (3) 幹事は、年次代表幹事のなかから互選する。
- (4) 会計監査は、会員の中から選出され、総会において承認を受ける。
- (5) 年次代表幹事は入会時、各クラスより2名以上選出する。
- (6) 役員の仕事は3年とし、重任を妨げない。

(7) 役員は、その任務が満了した場合でも、後任者が選出され、その職務を行うに至るまで、なお在任するものとする。

第9条 役員解任

次に該当するに至ったときは、総会において役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) その他本会の役員として不相当と思われる重大な理由があるとき。

第4章 会 合

第10条 会合の種類

本会の会合は総会・幹事会とする。

第11条 会合の構成と招集

- (1) 総会は会員がこれを構成する
- (2) 幹事会は、幹事がこれを構成する。
- (3) 総会・幹事会は会長がこれを招集する
- (4) 総会・幹事会の議長は会長がこれに当たる。
- (5) 招集の方法については効率的、経済的に適した方法を考慮し、幹事会で検討の上決定する。

第12条 総 会

総会は年に1回開催し、役員改選、事業及び会計報告をし、かつ必要な事項を審議する。

第13条 幹事会

幹事会は、会長が認めたときにこれを開く。

第14条 会合の議決

総会・幹事会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

第5章 会 計

第15条 収 入

本会の収入は、会費、寄付金及びその他の諸収入をもって構成する。

第16条 会 費

会員は終身会費とする。

第17条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第18条 予算及び決算

- (1) 本会の収支の予算及び決算は幹事会で確認の上、総会で報告する。
- (2) 本会の会計の管理は会計が行い、幹事会の承認を得る。
- (3) 本会の収支の決算については、事前に会計監査を受ける。

第6章 付 則

第19条 規定なき事項・細則

この会則に規定しない事項については幹事会でこれを定める。

第20条 会則の変更

この会則の変更は幹事会の確認を経て、総会に付議し、総会出席者の議決を得る。

第21条 個人情報取り扱い

本会で収集した個人情報は同窓会会則に則った目的の範囲内において利用する。

第22条 その他

会員は、その氏名・住所・連絡先に変更があったときは速やかに本会事務局に通知する。

この会則は、平成24年4月1日より施行する。